

令和3（2021）年度第3回 栃木県地域医療対策協議会	資料1-1
令和4（2022）年3月16日（水）	

令和5年度研修医募集定員の 算定方法について

医療政策課
とちぎ地域医療支援センター

臨床研修医募集定員の設定を取り巻く現状等

現状 ⇒ 課題

- 近年、国が設定する募集定員数が減少〔R4 193人→R5 189人〕する中で、県内の臨床研修病院が希望する募集定員数は増加傾向〔R4 192人→R5 205人〕にある。
- 令和4年度開始分までは国が設定する募集定員が臨床研修病院の希望数の合計を上回っていたが、令和5年度開始分になり初めてその数が逆転するところとなった。
⇒ これまで本県では国が策定した「臨床研修病院の募集定員の算定方法について」（最終改定：2020年4月）を踏襲して配分を決定してきたが、国の設定を超える希望数が生じた場合の対応について具体的な取り決めがない。
- 国が設定する令和5年度開始分の募集定員には、基本配分数に上乘せが可能なものとして、①コロナの影響を踏まえた加算（5名まで；全病院に配分可）と②医師少数区域に所在する基幹型臨床研修病院が令和4年度よりも募集定員を増加させる場合の加算（10名まで；特定の条件を満たす病院にのみ配分可）があり、これらを有効に活用する必要がある。

今後の国の設定のあり方については見通しが不透明なので、今回は令和5年度開始分における算定方法のみを協議し、令和6年度以降の開始分の一般的な算定方法については令和4年度に改めて議論することとしたい。

研修開始年度	H31/R1	R2	R3	R4	R5
国が設定する募集定員	255	248	208	193	189*
臨床研修病院の希望募集定員	177	190	190	192	205
採用実績	137	166	161	168	—
希望募集定員－採用実績	40	24	29	24	—

*基本配分数の184名にコロナの影響を踏まえた加算5名を加えた数

■全国の募集定員上限(11,053人)

研修希望者数(10,227人) × 1.07^{※1} + 令和4年度の募集定員上限(11,418人)と募集定員(11,144人)の差分 × 2/5^{※2}

※赤字部分は令和4年度からの変更点

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■各都道府県の募集定員上限

① 人口分布

全国の研修医総数(9,102人) × $\frac{\text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$

② 医学部入学定員

全国の研修医総数(9,102人) × $\frac{\text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$

①基本となる数 栃木県：156人

全国の研修医総数(9,102人) × $\frac{\text{①と②の多い方*}}{\text{①と②の多い方*の全都道府県合計}}$
* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口分布)の1.2倍を限度とする

栃木県：22人 (1)11人、(2)0人、(3)3人、(4)8人

②地域枠による加算 栃木県：10人

+ 地域枠入学者数 × 1.07 (今回の倍率) +

③地理的条件等による加算

- (1)100km²当たり医師数^{※3}
- (2)離島の人口^{※4}
- (3)医師少数区域の人口^{※4}
- (4)都道府県間の医師偏在状況^{※5}

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
※4 残りの数に、「都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口」をかけた値を加算
※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

④激変緩和(直近の採用数保障)

- ・①~③の合計(「仮上限」)が、直近(令和3年度)の採用数に満たない場合、各都道府県の令和3年度採用数を当該都道府県の募集定員上限とする
 - ・上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の(「仮上限」- 令和3年度採用数)}}{\text{各都道府県の(「仮上限」- 令和3年度採用数)の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
- ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」については、「仮上限」からの定員削減の対象外とする 栃木県：4人

⑤募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る場合の加算

- ・①~④の結果、募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る都道府県については、減少率が全体の募集定員上限の減少率となるまで加算する。ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県(激変緩和措置対象の都道府県を除く)」のみを対象とする

⑥新型コロナウイルスの影響を踏まえた募集定員上限の加算

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、調整が困難であるために追加の定員の希望する都道府県に対し、募集定員上限を5追加する。
- ただし、令和4年度の募集定員を超える場合は、令和4年度の募集定員を上限とする

⑦医師偏在対策のための加算

- ・医師偏在対策の取組を行う都道府県に、募集定員を5~10追加する

栃木県：10人

栃木県：5人

※このほか、外国人留学生(大学との覚書等により、研修先の臨床研修病院が決定され、かつ、将来的に帰国するものとされている者に限る。)については、各都道府県の募集定員とは関係なく受け入れることができるものとする

県医療政策課 「臨床研修病院の募集定員の算定方法について」 (R2.4)

(県医療政策課、一部抜粋)

1. 募集定員

- (1) 各臨床研修病院の基本定員 (A_i) = 過去3年間の受入実績の最大値 (小児科・産科特例加算実績を除く) + 医師派遣等加算
- (2) (3) . . . 医師派遣等加算 (省略)
- (4) 各病院の A_i の合計 ($A = \sum A_i$) と医道審議会医師分科会臨床研修部会において了承された基本となる数 (人口又は医学部入学定員に応じた配分) と地域枠 (奨学金貸与者数) に基づく配分の合計 (B) を比較
 - $A \leq B \rightarrow$ 各臨床研修病院の基本定員は $A'_i = A_i$
 - $A > B \rightarrow$ 各臨床研修病院の基本定員は $A'_i = A_i \times B/A$
- (5) 各病院が希望する募集定員 (C_i) と (2) の基本定員 A'_i を比較
 - $C_i \leq A'_i \rightarrow$ 各臨床研修病院の募集定員 (案) は $A''_i = C_i$
 - $C_i > A'_i \rightarrow$ 各臨床研修病院の募集定員 (案) は $A''_i = A'_i$
- (6) 新たに基幹型臨床研修病院の指定を受ける場合、初年度の募集定員は2人
- (7) 小児科・産科研修プログラムの募集定員の特例加算 (\rightarrow 各病院の加算を d_i 、加算後の募集定員 (案) を D_i とする)
 - ・ (3) まで計算した値が20人以上の場合、それぞれ2人ずつ加算
- (8) (7) までに算出した定員に関する調整 (\rightarrow 全ての調整を行った後の各病院の募集定員 (案) を E_i とする)
 - ①定員が1人の場合、募集定員の下限を2人に増員 (\rightarrow 調整による各病院の変化分を e_i とする)
 - ②実績ある医師少数区域内病院への配分、③不適切事例による減員

2. 都道府県調整枠の配分

- (1) 国が定める各都道府県の募集定員配分可能数 (F) を超えない範囲で各病院に追加配分できる募集定員数 $F + \sum e_i - \sum E_i$
- (2) 各病院の募集定員の調整

- | | |
|--|----------------------|
| <ol style="list-style-type: none">①追加配分する場合は、追加配分を受ける病院の同意が必要②ある病院の定員を減らし、他の病院に配分する場合は、双方の同意が必要③1(8)①の調整により2人とした病院に追加配分する場合は、当該調整はなかったものとする④研修体制に不適切な事例があり、減員した病院から追加配分の要望があった場合は、適切に対応する⑤調整の結果、病院の募集定員を20人以上 (1.(4)の調整を行う場合で、特例加算を希望する場合は16人以上) とした場合、別途4人の産科・小児科プログラムの特例加算を追加 (調整後20人未満とした場合は、特例加算は適用されない (1.(4)の調整を行う場合、定員が16人以上の場合は希望により特例加算を適用))⑥募集定員が0人の病院に定員を配分する際は、最低2人の定員を配分 | } 調整方法が具体的でない |
|--|----------------------|

3. 医師少数区域への配慮

募集定員の設定に当たっては、医師少数区域内の病院への影響が最小限となるよう配慮

令和5年度募集定員の配分調整（案）

1. 基本配分〔174人〕

- (1) 各病院の直近3か年の採用実績の最大値（＝基本定員[A]）を、国が算出した基本数[B]に応じて調整した上で、各病院に配分する。
- (2) 1－(1)における配分数が20人以上の病院に対して、小児科研修プログラム2人分、産科研修プログラム2人分を加算する。

2. 調整配分〔15人〕

各都道府県の募集定員配分可能数（医師偏在対策加算を除く）〔189人〕から基本配分数[G]の合算〔174人〕を除いた数を調整配分枠〔15人〕として次の手順により各病院に配分する。

(1) 直近3か年の採用実績への配慮

1で配分した定員数が、基本定員（直近3か年の最大値）[A]の値に満たない病院に対して、当該値[A]に達するまで、募集定員を配分する。

(2) 医師派遣状況への配慮

2－(1)までに配分した定員数が、希望する募集定員に満たない病院であって、かつ、常勤の医師派遣数が20人以上の病院に2人を上限に加算する。

3. 医師偏在対策のための追加配分（医師偏在対策加算）〔10人〕

厚生労働省が定める配分要件に合致する病院に対して、1及び2の合算が希望する募集定員に満たない場合、直近の採用実績が高い順に優先して配分する。

令和4年度スケジュール（案）

令和4年	
4月初旬	令和5年度募集定員について国への報告
4月下旬	令和5年度募集定員の決定
第3四半期～	令和6年度以降の募集定員の算定方法に関する検討
12月	令和6年度募集定員の都道府県募集定員配分可能数の提示
令和5年3月	令和6年度募集定員の決定

○主な検討事項

今後も国が設定する都道府県募集定員配分可能数が減少する可能性があることを踏まえて、県として次のような事項等について改めて検討が必要

- ・小児科及び産科研修プログラム特例加算の扱い（現行では基本定員の外数）
- ・地域枠定員の取扱い（現行では基本定員の内数）
- ・医師少数区域に所在する臨床研修病院への配慮のあり方
- ・医師偏在加算等がない（あるいは活用できない）場合の分配のあり方 等

参考 令和5年度募集定員増を希望する臨床研修病院の状況

		足利赤十字病院	国際医療福祉大学病院	新小山市民病院
定員（人）				
R4	募集	11	19	2
	採用	11	14	2
R5	希望	12	25（＋小児2、産科2）	4
病床数（床）		540	240	300
医師数（人）*		146.6（134）	153.8（130）	77.4（58）
研修・指導体制等の状況		<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に提出された専門研修プログラム年次報告書の内容から、募集定員を12名にした場合にあっても、研修体制等に支障がないことを確認 	<ul style="list-style-type: none"> 必修科目の指導医は全て揃っている（小児科以外は2名以上） 小児科指導医については、令和4年度中に増員予定（1名→3名） 研修管理委員会の構成員に全必修科目の指導医を任命 増員に対応可能な研修医用宿舎や研修医室等を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 自院の指導医を増員（8→10）し、指導体制を強化 研修管理委員会に指導医資格を有する副院長3名と小児科及び救急の医師を追加で任命し体制を充実 研修医室を新設 研修医の診療録を指導医が確認した記録が残るよう令和4年度中にシステム改修予定 文献検索設備を整備予定
備考			<ul style="list-style-type: none"> 国際医療福祉大学医学部卒業生の輩出を見据えた定員増希望 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度第3回栃木県医療対策協議会において付された意見「指導医による研修管理体制及び研修の進捗を研修管理委員会で把握する体制の構築など、質の高い研修を実施できる体制であるか確認すること」

*「令和3年度栃木県病院医師現況調査」令和3年4月1日現在の常勤換算医師数（括弧内は常勤医師数）

令和5年度臨床研修募集定員の配分案について

病院名	R4年度募集定員数(参考)	R5年度希望定員数(※1)	令和5年度募集定員の配分(通常分)													R5募集定員[算定結果](G+J)	医師偏在対策加算による配分数(※7)	R5募集定員案(K+M)	希望定員数との差(参考)	
			基本定員(※2) 直近3か年の採用実績の最大値 A	R2年度採用実績	R3年度採用実績	R4年度採用実績	基本数+地域枠加算数(※3) B	按分計算(A×B/ΣA) C	R5年度希望定員数(小児科・産科除く) D	募集定員案CとDを比較して少ない方の値 E	小児科・産科研修プログラム加算 F	基本配分数(E+F) G	過去3か年の採用実績への配慮(※5) H	医師派遣状況への配慮(※6) I	調整配分数(H+I) J					
																				K
上都賀総合病院	5	5	4	2	3	4	-	4	5	4	-	4		-	4		4	▲1		
済生会宇都宮病院	12	12	12	12	12	12	-	11	12	11	-	11	1	-	1		12			
自治医科大学附属病院	60	60	58	53	58	49	-	54	60	54	-	54	4	2	6		60			
小児科プログラム	2	2	-	1	1	1	-	-	-	-	2	2		-			2			
産科プログラム	2	2	-	0	2	0	-	-	-	-	2	2		-			2			
獨協医科大学病院	55	55	52	52	46	51	-	49	55	49	-	49	3	2	5		54	▲1		
小児科プログラム	2	2	-	1	0	2	-	-	-	-	2	2		-			2			
産科プログラム	2	2	-	0	0	2	-	-	-	-	2	2		-			2			
とちぎメディカルセンターしもつが	4	4	4	4	3	4	-	4	4	4	-	4		-			4			
足利赤十字病院☆	11	< 12	11	11	11	11	-	10	12	10	-	10	1	-	1		11	1	12	
佐野厚生総合病院	6	6	6	6	6	6	-	5	6	5	-	5	1	-	1		6		6	
国際医療福祉大学病院☆	19	< 25	18	18	10	14	-	17	25	17	-	17	1	-	1		18	5	23	▲2
小児科プログラム	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-			-	2	2	
産科プログラム	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-			-	2	2	
那須赤十字病院	5	5	5	4	5	5	-	5	5	5	-	5		-			5		5	
芳賀赤十字病院	5	5	5	2	4	5	-	5	5	5	-	5		-			5		5	
新小山市民病院	2	4	2	-	-	2	-	2	4	2	-	2		-			2		2	▲2
計	192	205	177	166	161	168	166	166	193	166	8	174	11	4	15		189	10	199	▲6

☆医師偏在対策加算の対象となり得る病院



- ※1 小児科プログラム・産科プログラムの希望定員数については、一律に2人として整理している。
- ※2 小児科プログラム及び産科プログラムの採用実績は、基本定員の算定に含まない。
- ※3 令和5年度の都道府県別募集定員の上限算出に当たり、厚生労働省が算出した基本数(人口又は医学部入学定員に応じた配分)156人と地域枠による加算10人を合計した数。
- ※4 **全病院が配分対象となる募集定員189人(募集定員配分可能数)**から、基本配分数(G)の合算174人を引いた数。
- ※5 基本配分数(G)が基本定員(A)の値に満たない病院に対して、当該値(A)の値に達するまで募集定員を配分する。
- ※6 上記「※5」までに算定した配分数が希望する募集定員に満たない病院であって、かつ令和3年12月末時点における常勤の派遣医師数が20人以上の病院に2名を加算する。
- ※7 医師少数区域に所在する基幹型臨床研修病院について、令和4年度よりも募集定員を増加させる場合に配分可能な数(最大10人まで)(条件合致は足利赤十字病院及び国際医療福祉大学病院)。